9　税務署長は、輸出酒類販売場（第七項に規定する輸出酒類販売場をいう。以下この項、次項及び第十三項において同じ。）につき消費税法第八条第七項の規定により輸出物品販売場の許可が取り消された場合には、当該輸出酒類販売場に係る第七項の許可を取り消すものとする。

10　税務署長は、輸出酒類販売場を経営する酒類製造者が酒税に関する法令の規定に違反した場合又は輸出酒類販売場として施設その他の状況が特に不適当と認められる場合には、当該輸出酒類販売場に係る第七項の許可を取り消すことができる。

11　国税通則法第七十四条の四第一項（第四号から第六号までに係る部分に限る。）及び第二項並びに第七十四条の七から第七十四条の十一まで並びに第七十四条の十三の規定は第三項又は第五項の規定による酒税の納税義務がある者又は納税義務があると認められる者について、同法第七十四条の四第三項、第七十四条の七、第七十四条の八及び第七十四条の十三の規定は第一項の規定の適用を受けた酒類につき第三項又は第五項の規定による酒税の納税義務がある者又は納税義務があると認められる者と取引があると認められる者について、それぞれ準用する。この場合において、同法第七十四条の四第一項中「酒類製造者等（酒類製造者（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第七条第一項（酒類の製造免許）に規定する酒類製造者をいう。以下この条において同じ。）、酒母（同法第三条第二十四号（その他の用語の定義）に規定する酒母をいう。以下この条において同じ。）若しくはもろみ（同法第三条第二十五号に規定するもろみをいう。以下この条において同じ。）の製造者、酒類（同法第二条第一項（酒類の定義及び種類）に規定する酒類をいう。以下この条において同じ。）の販売業者又は特例輸入者（同法第三十条の六第三項（納期限の延長）に規定する特例輸入者をいう。第四号において同じ。）」とあるのは「租税特別措置法第八十七条の六第三項又は第五項の規定による酒税の納税義務がある者又は納税義務があると認められる者（以下この項及び第三項において「免税酒類に係る納税義務者等」という。）」と、「これらの者」とあるのは「免税酒類に係る納税義務者等」と、同項第四号中「酒類の販売業者又は特例輸入者が所持する酒類」とあるのは「免税酒類に係る納税義務者等が所持する租税特別措置法第八十七条の六第一項の規定の適用を受けた酒類」と、同項第五号中「酒類、酒母若しくはもろみの製造、貯蔵若しくは販売又は酒類の保税地域からの引取り」とあるのは「租税特別措置法第八十七条の六第四項に規定する酒類の同項に規定する譲渡等（次号において「免税酒類の譲渡等」という。）」と、同項第六号中「酒類、酒母又はもろみの製造、貯蔵又は販売上必要な建築物、機械、器具、容器又は原料」とあるのは「免税酒類の譲渡等に係る容器」と、同条第二項中「前項第一号から第四号までに掲げる物件又はその原料」とあるのは「前項第四号に掲げる酒類」と、「これらの物件又はその原料」とあるのは「当該酒類」と、同条第三項中「酒類製造者等に原料を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し酒類製造者等」とあるのは「免税酒類に係る納税義務者等」と、「これらの者」とあるのは「その者」と読み替えるものとする。

12　前項の規定により国税通則法第七十四条の四第一項（第四号から第六号までに係る部分に限る。以下この項において同じ。）及び第二項の規定が準用される第三項又は第五項の規定による酒税の納税義務がある者又は納税義務があると認められる者は同条第一項に規定する酒類製造者等とみなして同法第百二十八条（第二号及び第三号中同法第七十四条の四第一項及び第二項に係る部分に限る。）及び第百三十条の規定を、前項の規定により同法第七十四条の四第三項の規定が準用される第一項の規定の適用を受けた酒類につき第三項又は第五項の規定による酒税の納税義務がある者又は納税義務があると認められる者と取引があると認められる者は同条第三項に規定する者とみなして同法第百二十八条（第二号及び第三号中同法第七十四条の四第三項に係る部分に限る。）及び第百三十条の規定を、それぞれ適用する。

13　輸出酒類販売場の許可に関する事項その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

14　第四項本文の規定に違反して同項ただし書の承認を受けないで同項に規定する酒類の譲渡等をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

15　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

第八十七条の七　削除

第八十七条の八第四項中「（昭和三十二年法律第二十六号）」を削り、「酒類製造者（」を「酒類製造者等（酒類製造者（」に改め、「第四号において同じ。）」の下に「をいう。第三項において同じ。）」を加え、同条第五項中「、同法」を「、酒税法」に、「第百二十七条」を「第百二十八条」に、「第百二十九条」を「第百三十条」に改める。

第八十八条の二第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

第八十九条第四項第一号中「及び無申告加算税」を「、無申告加算税及び重加算税」に改め、同条第十項及び第十一項中「（昭和三十二年法律第二十六号）」を削り、同条第十五項の表揮発油税法第十七条第一項の項中「及び無申告加算税」を「、無申告加算税及び重加算税」に改め、「以下」を削り、同表揮発油税法第十七条第二項の項及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七条第一項の項中「及び無申告加算税」を「、無申告加算税及び重加算税」に改める。

第八十九条の二第七項中「（昭和三十二年法律第二十六号）」を削り、同条第十項中「、特定石油化学製品」を「特定石油化学製品」に、「の規定は、運搬中の特定石油化学製品及びこれを運搬する者について」を「、第七十四条の七、第七十四条の八及び第七十四条の十三の規定は特定石油化学製品の製造者又は販売業者に原料を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し特定石油化学製品の製造者又は販売業者と取引があると認められる者について、それぞれ」に、「あるのは「特定石油化学製品」と、同号ロ」を「あり、並びに同号ロ」に改め、同条第十一項中「」は、」を「」は」に、「、同法」を「同法」に、「第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号イに係る部分に限る。）及び第百二十八条（第二号中同法第七十四条の五第二号イからハまでに係る部分に限る。）及び第百三十条の規定を、同項の規定により同法第七十四条の五第二号ニの規定が準用される同項の特定石油化学製品の製造者又は販売業者に原料を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し特定石油化学製品の製造者又は販売業者と取引があると認められる者は同号ニに規定する者とみなして同法第百二十八条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号ニに係る部分に限る。）及び第百三十条の規定を、それぞれ」に改める。

第八十九条の三第四項中「第七十四条の五第二号」の下に「（ニを除く。）」を加え、「規定は、」を「規定は」に改め、「ついて」の下に「、同法第七十四条の五第二号ニ、第七十四条の八及び第七十四条の十三の規定は同項の規定の適用を受けた揮発油を移入した者に揮発油を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し同項の規定の適用を受けた揮発油を移入した者と取引があると認められる者について」を加え、同条第五項中「国税通則法第七十四条の五第二号」の下に「（ニを除く。）」を加え、「者は、」を「者は」に、「、同法」を「同法」に、「第百二十七条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号イに係る部分に限る。）及び第百二十九条の規定を」を「第百二十八条（第二号中同法第七十四条の五第二号イからハまでに係る部分及び第三号中同条第二号イに係る部分に限る。）及び第百三十条の規定を、前項の規定により同法第七十四条の五第二号ニの規定が準用される同項の揮発油を移入した者に揮発油を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し同項の揮発油を移入した者と取引があると認められる者は同号ニに規定する者とみなして同法第百二十八条（第二号及び第三号中同法第七十四条の五第二号ニに係る部分に限る。）及び第百三十条の規定を、それぞれ」に改め、同条第七項中「行なわれる」を「行われる」に改める。